

11
November
2025

青色News

一般社団法人
熊本中央青色申告会

〒862-0954 熊本市中央区神水1丁目17番14号
[TEL] 096(381)3101
[URL] <http://kuma-aoiro.org> [E-mail] info@kuma-aoiro.org

あおいいろにゅーす



青色ニュースを
スマホでも!!

登録番号 T4-3300-0500-8316
令和7年11月1日発行 第通NO.512

「税を考える週間」

～女性部主催 租税教室～

《特別講演会》熊本県のお酒のGI(地理的表示)「球磨」

【講 師】熊本東税務署 副署長 大城戸有里様

《税務研修会》令和7年度税制改正について

～年末調整関係・所得税の基礎控除の見直し等～

【講 師】熊本東税務署 個人課税第1部門
上席調査官 山下重親様

【日 時】11月12日(水) 13:30~15:00頃

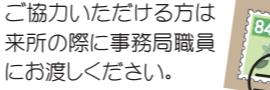
【会 場】青色会館 3階研修室

参加お申込は

381-3101

(事前予約制となります)

女性部では、「使用済み切手」
を集めています。
ご協力いただける方は
来所の際に事務局職員
にお渡しください。
よろしくお願いします。



新規会員さんご紹介&ご入会キャンペーン！

《実施期間：令和7年11月1日～令和8年4月30日迄》

御近所やお知り合いの方で
事業を開業された方、今から開業予定の方、
記帳でお困りの方などおられませんか？

新しい会員様を
ご紹介ください！



★期間中のご入会者には …特典があります！
(詳しくは同封のチラシをご覧ください)

★紹介の事業主様がご入会された場合には
…薄謝進呈



詳しくは、
同封のチラシを
ご覧ください。

パソコン教室

～デジタル化に向けてExcelを活用してみませんか？～



① 基礎入門編

11/4(火) 午後1時30分～

講師：ばそこんはうす Link 野村先生

② 実践応用編

11/19(水) 午前10時00分～

所得税及び復興特別所得税の 予定納税(第2期分)について

～「国税だより」より抜粋～

第2期分	
納 期 限	令和7年12月1日(月)
振替納税日	令和7年12月1日(月)
予定納税額の 減額申請書提出期限	令和7年11月17日(月)まで

振替納税に係る領収証書は発行されませんので、ご注意ください。

予定納税の減額申請等について
詳しくは、税理士個別相談会をご利用下さい。
ご予約は 381-3135 まで

ブルーリターンA 「会計データお預かりサービス」

パソコンに保存されている
会計データをインターネット
上の高度なセキュリティで
保護されたデータセンターに
自動でバックアップします。



【サービス提供開始：令和7年11月下旬予定】
※11月以降もUSBへのバックアップは
従来通りお願ひいたします。

詳細は
こちらから
[QRコード](#)



ご存知ですか？ 小規模企業共済

安心
安全
国が作った
経営者のための
退職金制度です！

この制度に加入できる人は？

- 常時使用する従業員が20人以下(宿泊業・娯楽業を除くサービス業、商業では5人以下)の個人事業主および会社の役員(営農者も加入いただけます)
- 小規模企業たる個人事業主に属する共同経営者(個人事業主1人につき2人まで)

※共同経営者とは、事業主とともに経営に携わっている方で次の①②をともに満たす方となります。
①「事業の経営において重要な意思決定をしている、または事業に必要な資金を負担している」
②「事業の執行に対する報酬を受けている」

掛金の全額所得控除による節税額の一覧表

課税される 所得金額	加入前の税額(a)		加入後の税額(b)		加入後の節税額(=a-b)		
	所得税+住民税	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円	掛金月額1万円	掛金月額3万円	掛金月額7万円
200万円	309,600円	288,900円	252,700円	180,200円	20,700円	56,900円	129,400円
400万円	785,300円	748,800円	675,800円	544,000円	36,500円	109,500円	241,300円

※1 「課税される所得金額」とは、その年分の総所得金額から、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除等を控除した後の額で、課税の対象となる額をいいます。

※2 税額は、令和7年10月1日現在の税率に基づき、所得税は復興特別所得税を含めて計算しています。

住民税均等割については、5,000円としています。

※3 節税額の計算については、中小機構ホームページの「加入シミュレーション」をご利用ください。

■所得税の確定申告書(B様式)の例
掛金額36万円
(3万円×12カ月)
課税所得金額
400万円であれば
109,500円
の節税！

得 か ら 差	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
	13	14	15	16

一部の手続きは
★ オンラインでの申請が可能です ★

お問い合わせは共済相談室

050-5541-7171
(営業時間：平日午前9時～午後5時)

共済サポートnavi
<https://kyosai-web.smrj.go.jp/index.html>

翌年分の掛金を前納するには手続が必要です。

今年1年に払い込んだ掛金は、全額が所得控除になります。
売上が急激に増えた、扶養控除の変更等により課税所得が増えた、
節税をしたいなど

手続締切日 11/14(金)

今月同封のチラシもあわせてご覧下さい。
お申込・お問い合わせは事務局 381-3101 まで！